

# 地球温暖化対策のための課税の特例Q & A

平成24年7月  
国税庁消費税室

## 《 目 次 》

### 1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例関係

- (問1) 平成24年度の税制改正により、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられたとのことですが、概要を教えてください。…………… 4
- (問2) 既に石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、輸入特定石炭、沖縄発電用特定石炭等、輸入・国産農林漁業用A重油、国産石油アスファルト等について、「地球温暖化対策のための税率の特例」の適用関係はどうなりますか。…………… 4
- (問3) 平成24年9月末までに輸入許可前貨物引取（BP引取り）を行い、改正法が施行される10月1日以降に本通関した（輸入許可を受けた）原油等については、地球温暖化対策のための税率の特例が適用されることとなるのですか。…………… 5
- (問4) 石油石炭税法第15条に規定する申告等の特例の承認を受けている場合に、輸入許可前貨物引取り（BP引取り）を終えているものの輸入許可をまだ受けていない原油等について、税率の適用関係はどうなりますか。…………… 5

### 2 特定用途石炭に係る石油石炭税の軽減関係

- (問5) 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭など、特定の用途に使用する石炭を保税地域から引き取る場合には、その石炭に係る石油石炭税の軽減措置があるとのことですが、概要を教えてください。…………… 6
- (問6) 軽減措置の適用を受けようとする場合にはどのような手続が必要となるのですか。…………… 6
- (問7) 用途証明書の交付申請先を教えてください。…………… 6
- (問8) 「石油石炭税軽減引取承認申請書（特定用途石炭用）」に添付する用途証明書は、コピー（FAX）でも差し支えないですか。…………… 7
- (問9) 軽減措置の適用を受けた石炭について、承認された用途以外の用途に使用することはできますか。…………… 7

### 3 特定用途石油製品を特定用途に供した場合の石油石炭税の還付関係

- (問10) 石油石炭税課税済みの原油等から国内において製造された石油製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品を特定の用途に供した場合には、その

石油製品に係る石油石炭税の還付措置があるとのことですが、概要を教えてください。	8
(問11) 還付措置の適用を受けようとする場合には、どのような手続が必要となるのですか。	8
(問12) 還付申請は、どれくらいの頻度で行えばよいのですか。	9
(問13) 還付措置の適用を受けられる「承認輸入者」となるためにはどのような手続が必要となるのですか。	9
(問14) 用途証明書の交付申請先を教えてください。	9
(問15) 「特定の用途に供した」とはどのような場合をいうのですか。	10
(問16) 鉄道事業を営んでいる当社では、鉄道車両専用の給油基地を有していますが、給油基地のタンクに軽油を給油した時点をもって「特定の用途に供した」と考えてよいのでしょうか。	10
(問17) 内航運送用船舶の燃料である重油を暖めるための重油は、「内航運送の用」に供するものに該当しますか。	10
(問18) 「一般旅客定期航路事業の用」から除かれる「遊覧の用」とは、どのようなものをいうのですか。	10
(問19) 鉄道事業を営んでいる当社では、鉄道施設工事用のトラック、機器等や発電のために軽油を使用していますが、「鉄道事業の用」に供するものに該当しますか。	11
(問20) 「農林漁業の用」とは、どのようなものをいうのですか。	11
(問21) 耕種農業、畜産農業、育林業、素材生産業等において使用される機械及び器具から除かれる「その他の運搬専用の車両」とはどのようなものをいうのですか。	12
(問22) 林業用のものについては、集材に直接使用される運搬車の動力燃料として使用されるものも「農林漁業の用」に含まれることとなっていますが、「集材に直接使用される運搬車」とはどのようなものをいうのですか。	12
(問23) 森林所有者等から委託を受けて林業を行う者により使用される軽油は、「農林漁業の用」に供するものに該当しますか。	12
(問24) 農業・林業学校での実習や農業・林業試験場での試験において使用する機械及び器具の動力燃料として使用される軽油については、「農林漁業の用」に供するものに該当しますか。	12
(問25) 水産学校の漁業実習船や水産試験場の調査船で、漁船法第2条第4号の規定に該当する船舶の動力燃料に使用される軽油については、「農林漁業の用」に供するものに該当しますか。	13

(問26) 鉄道事業者ですが、鉄道車両の燃料タンクにメーターがついていないなどの理由により、特定の用途に供した数量が把握できない場合には、どのように把握すればよいですか。…………… 13

#### 4 記帳義務

(問27) 特定用途石炭を特定用途に供する者及び特定用途石炭の販売業者は、特定用途石炭について、記帳義務を負うとのことですが、どのような事項を帳簿に記載しなければならないのですか。…………… 14

(問28) 特定用途石油製品を特定用途に供する者や特定用途石油製品の販売業者は、特定用途石油製品について、記帳義務を負うとのことですが、どのような事項を帳簿に記載しなければならないのですか。…………… 15

(問29) 特定用途石油製品を特定用途に供する者において、「消費した数量」の記帳はどれくらいの頻度で行う必要がありますか。…………… 16

(問30) 貯蔵数量の記帳に際しては、毎回実測を行う必要がありますか。また、その記帳はどれくらいの頻度で行う必要がありますか。…………… 16

(問31) 記帳義務を満たすために、新たな帳簿を作成する必要がありますか。…………… 16

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

改正法…………… 租税特別措置法等の一部を改正する  
法律（平成24年法律第16号）

租特法…………… 租税特別措置法（昭和32年法律第26  
号）

租特令…………… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令  
第43号）

## 1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例関係

### (地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の概要)

(問1) 平成24年度の税制改正により、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられたとのことですが、概要を教えてください。

(答)

石油石炭税は、国内で採取される「原油」、「ガス状炭化水素」、「石炭」、保税地域から引き取られる「原油」、「石油製品」、「ガス状炭化水素」、「石炭」に対して課税されていますが、平成24年度の税制改正により、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、平成24年10月1日から適用されることとなりました。

なお、具体的には、次のように段階的に実施することとされています（租特法90の3の2、改正法附則43）。

課税物件	本則税率 (石油石炭税法)	地球温暖化対策のための税率の特例 (租税特別措置法)		
		平成24年10月1日～	平成26年4月1日～	平成28年4月1日～
原油・石油製品 (1kl当たり)	2,040円	2,290円 (+250円)	2,540円 (+500円)	2,800円 (+760円)
ガス状炭化水素 (1t当たり)	1,080円	1,340円 (+260円)	1,600円 (+520円)	1,860円 (+780円)
石炭 (1t当たり)	700円	920円 (+220円)	1,140円 (+440円)	1,370円 (+670円)

※カッコ書きは本則税率と特例税率との差額を表しています。

### (既にある免税・還付措置に対する適用関係)

(問2) 既に石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、輸入特定石炭、沖縄発電用特定石炭等、輸入・国産農林漁業用A重油、国産石油アスファルト等について、「地球温暖化対策のための税率の特例」の適用関係はどうなりますか。

(答)

既に石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、輸入特定石炭、沖縄発電用特定石炭等、輸入・国産農林漁業用A重油、国産石油アスファルト等については、「地球温暖化対策のための税率の特例」による石油石炭税相当額について、免税・還付措置が適用されます。

(改正法施行前のBP引取り)

(問3) 平成24年9月末までに輸入許可前貨物引取り(BP引取り)を行い、改正法が施行される10月1日以降に本通関した(輸入許可を受けた)原油等については、地球温暖化対策のための税率の特例が適用されることとなるのですか。

(答)

輸入許可前貨物引取り(Before Permit: BP引取り)は、輸入の許可前に貨物を引き取ることが可能となる制度であり、輸入の許可は未了であっても、税関長の承認を受けて貨物は引き取られることとなります。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例は、平成24年10月1日以降保税地域から引き取られるものに適用されますので、ご照会のように、9月末までにBP引取りされているものは、すでに引取りが完了していることから、改正前の税率(石油石炭税法による本則税率)が適用されることとなります。

(申告等特例とBP引取り)

(問4) 石油石炭税法第15条に規定する申告等の特例の承認を受けている場合に、輸入許可前貨物引取り(BP引取り)を終えているものの輸入許可をまだ受けていない原油等について、税率の適用関係はどうなりますか。

(答)

輸入許可前貨物引取り(Before Permit: BP引取り)は、輸入の許可前に貨物を引き取ることが可能となる制度ですが、石油石炭税法第15条に規定する申告等の特例(以下「申告等特例」といいます。)の承認を受けて月別申告を行う場合に申告の対象となるのは、輸入の許可を受けた原油等(輸入許可前貨物引取り承認を受けて引き取られた後に輸入許可を受けたものを含みますが、免税輸入した原油等は申告する必要がありませんので除かれます。)です。

石油石炭税は、貨物を引き取る際に課税されますが、申告等特例の承認を受けている場合には、BP引取りを行った月ではなく、輸入許可を受けた月分として、その月の翌月末までに石油石炭税の申告を行うこととなります。

例えば、平成24年9月中にBP引取りをし、平成24年10月に輸入許可を受けた場合には、平成24年10月分として同年11月30日までに申告すべきこととなります。この場合、9月中にBP引取りされた貨物に対して課される税率(石油石炭税法による本則税率)と、10月中に輸入の許可を受けて引き取った貨物に対して課される税率(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による税率)が異なることとなりますが、申告等特例の承認を受けた石油石炭税の申告に当たっては、同一の申告書により申告手続が可能ですので、その申告書の適用税率欄に横線を引くなどして、それぞれの税率を上下に区分して記載してください。

なお、税額欄の端数処理は、それぞれの税率により計算した税額を合計した上で行うこととなります。

地球温暖化対策のための税率の特例は、段階的に適用されることとなっておりますが、この場合の取扱いも同様です。

## 2 特定用途石炭に係る石油石炭税の軽減関係

### (軽減措置の概要)

(問5) 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭など、特定の用途に使用する石炭を保税地域から引き取る場合には、その石炭に係る石油石炭税の軽減措置があるとのことですが、概要を教えてください。

(答)

石炭のうち、次の①、②に掲げるもの（以下「特定用途石炭」といいます。）を保税地域から引き取ろうとする者が、平成24年10月1日から平成26年3月31日までに、その保税地域の所轄税関長の承認を受けて引き取る時は、その引取りに係る石油石炭税については石油石炭税法による本則税率を適用することとされました(租特法90の3の3①)。

- ① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭
- ② イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭

### (軽減引取承認申請手続)

(問6) 軽減措置の適用を受けようとする場合にはどのような手続が必要となるのですか。

(答)

軽減措置の適用を受けようとする場合には、「石油石炭税軽減引取承認申請書（特定用途石炭用）」に、問5の①に該当するものである旨の経済産業大臣の用途証明書若しくは問5の②に該当するものである旨の財務大臣の用途証明書を添付して、当該保税地域の所在地の所轄税関長に提出する必要があります（租特令48の6①）。

### (特定の用途に供する旨の用途証明書)

(問7) 用途証明書の交付申請先を教えてください。

(答)

用途証明書は、その用途に応じ、それぞれ次の窓口申請することとなります。

- 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供される輸入石炭関連

経済産業省 製造産業局 化学課 Tel 03-3501-1737

- イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供される輸入石炭関連

財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室 たばこ塩第一係 Tel 03-3581-4111 内線：2261

(用途証明書の添付)

(問 8) 「石油石炭税軽減引取承認申請書(特定用途石炭用)」に添付する用途証明書は、コピー(FAX)でも差し支えないですか。

(答)

通関数量を証明書の裏面に記載して、証明数量の範囲内であることを把握する必要があるため、コピーやFAXでは用途証明書の添付とは認められません。

したがって、複数港で同時通関に対応する必要がある場合には、用途証明書の分割発行を受けておく必要があります。

(用途外使用の制限)

(問 9) 軽減措置の適用を受けた石炭について、承認された用途以外の用途に使用することはできますか。

(答)

軽減措置の適用を受けた石炭は、承認を受けて引き取った日から2年間は、承認を受けた用途以外の用途に供し、またはこれらの用途以外の用途に供するため譲渡することは禁じられています(租特法90の3の3④)。

また、やむを得ず軽減用途以外の用途に使用又は譲渡するためには、あらかじめその特定用途石炭の所在場所を所轄する税関長の承認を受けることが必要です(租特法90の3の3④、租特令48の6⑤)。

なお、この場合であっても、用途外使用される石炭について、軽減された石油石炭税相当額(「地球温暖化対策のための税率の特例」により計算した税額と石油石炭税法による本則税率により計算した税額との差額に相当する金額)を当該税関長に納付する必要があります(租特法90の3の3⑤)。



### 3 特定用途石油製品を特定用途に供した場合の石油石炭税の還付関係

#### (還付措置の概要)

(問 10) 石油石炭税課税済みの原油等から国内において製造された石油製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品を特定の用途に供した場合には、その石油製品に係る石油石炭税の還付措置があるとのことですが、概要を教えてください。

(答)

石油石炭税課税済みの原油等から国内において製造された石油製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であって、次の①から⑤に掲げるもの（以下「特定用途石油製品」といいます。）を、平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、それぞれの用途に供した場合には、当該特定用途石油製品につき、「地球温暖化対策のための税率の特例」により計算した税額と石油石炭税法による本則税率により計算した税額との差額に相当する金額について、当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取った者（国税庁長官の承認を受けた者に限ります。）に還付することとされました（租特法 90 の 3 の 4 ①）。

- ① 内航運送の用に供する軽油又は重油
- ② 一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除きます。）に供する軽油又は重油
- ③ 鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限ります。）に供する軽油
- ④ 国内定期航空運送事業の用に供する航空機燃料
- ⑤ 農林漁業の用に供する軽油

#### (還付申請手続)

(問 11) 還付措置の適用を受けようとする場合には、どのような手続が必要となるのですか。

(答)

還付措置の適用を受けようとする特定用途石油製品の製造者又は国税庁長官の承認を受けた引取者（承認輸入者）は、次の①から⑤に掲げる用途に供された日後 1 年以内（⑤については 2 年以内）に、「石油石炭税相当額還付申請書（特定用途石油製品用）」に、①から④に掲げる用途に供されたものである旨の国土交通大臣の用途証明書又は⑤の用途に供されたものである旨の農林水産大臣の用途証明書を添付して、特定用途石油製品の製造場又は承認輸入者の住所・居所の所在地を所轄する税務署長に提出する必要があります（租特令 48 の 7 ①）。

	石油製品	用 途	用途証明書の交付
①	軽油又は重油	内航運送の用	国土交通大臣
②	軽油又は重油	一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除きます。）	国土交通大臣
③	軽油	鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限ります。）	国土交通大臣
④	航空機燃料	国内定期航空運送事業の用	国土交通大臣
⑤	軽油	農林漁業の用	農林水産大臣

(還付申請の頻度)

(問 12) 還付申請は、どれくらいの頻度で行えばよいのですか。

(答)

還付申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により、1月ごとの申請により難しい事情がある場合には、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えありません。

なお、農林漁業の用に供するものについては、還付申請期限が「用途に供された日後2年以内」とされていますから、1年分をまとめて申請していただいて差し支えありません。

(承認輸入者となるための手続)

(問 13) 還付措置の適用を受けられる「承認輸入者」となるためにはどのような手続が必要となるのですか。

(答)

承認輸入者の承認を受けようとする場合には、「石油石炭税承認輸入者承認申請書」を国税庁長官に提出する必要があります(租特令48の8)。

○ 提出先：国税庁課税部消費税室諸税第1係 TEL 03-3581-4161 (内線：3578)

(特定の用途に供された旨の用途証明書)

(問 14) 用途証明書の交付申請先を教えてください。

(答)

用途証明書は、その用途に応じ、それぞれ次の窓口申請することとなります。

- 内航運送の用に供される軽油及び重油関連  
国土交通省 海事局 内航課 TEL 03-5253-8627
- 一般旅客定期航路事業の用に供される軽油及び重油関連  
国土交通省 海事局 内航課 旅客航路活性化推進室 TEL 03-5253-8625
- 鉄道事業の用に供される軽油関連  
国土交通省 鉄道局 総務課 企画室 TEL 03-5253-8526
- 国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料関連  
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 TEL 03-5253-8706
- 農林漁業の用に供される軽油関連  
農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室 TEL 03-6744-2111  
水産庁 加工流通課 TEL 03-3591-5612

（「特定の用途に供した」の意義①）

（問 15） 「特定の用途に供した」とはどのような場合をいうのですか。

（答）

「特定の用途に供した」とは、特定用途石油製品をその用途のために「消費」した場合はいいです。

したがって、例えば、販売業者が農林漁業者に農林漁業用として軽油を販売しただけは、まだ消費されていませんので、「特定の用途に供した」とはいえません。

（「特定の用途に供した」の意義②）

（問 16） 鉄道事業を営んでいる当社では、鉄道車両専用の給油基地を有していますが、給油基地のタンクに軽油を給油した時点をもって「特定の用途に供した」として考えてよいのでしょうか。

（答）

「特定の用途に供した」とは、特定用途石油製品をその用途のために「消費」した場合はいいです。

したがって、鉄道車両専用の給油基地のタンクに軽油を給油しただけでは、まだ消費されていませんので、「特定の用途に供した」とはいえません。

（「内航運送の用」の範囲）

（問 17） 内航運送用船舶の燃料である重油を暖めるための重油は、「内航運送の用」に供するものに該当しますか。

（答）

内航運送用船舶の燃料である重油を暖める作業は、内航運送用船舶を航行させるために必要なものですから、「内航運送の用」に該当します。

（「遊覧の用」の意義）

（問 18） 「一般旅客定期航路事業の用」から除かれる「遊覧の用」とは、どのようなものをいうのですか。

（答）

「一般旅客定期航路事業の用」から除かれる「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶又はそれ以外の航路を専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいいます。

(「鉄道事業の用」の範囲)

(問 19) 鉄道事業を営んでいる当社では、鉄道施設工事用のトラック、機器等や発電のために軽油を使用していますが、「鉄道事業の用」に供するものに該当しますか。

(答)

「鉄道事業の用」に供するものに該当するのは、鉄道用車両の動力源の用途に供するものに限られますので、鉄道施設工事用のトラック、機器等や発電のために使用する軽油は「鉄道事業の用」に供するものに該当しません。

(「農林漁業の用」の範囲)

(問 20) 「農林漁業の用」とは、どのようなものをいうのですか。

(答)

「農林漁業の用」とは、次の①から③に掲げる用途に供されるものをいいます。

① 農業用のものについては、次に掲げる業種（これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業（土地改良区等の農地の造成又は改良を主たる業務とする者による事業を含みます。）を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除きます。）において使用される機械及び器具（農作業に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除きます。）の動力燃料として使用されるもの（農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者により使用されるものを含みます。）

耕種農業、畜産農業

② 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具（集材に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除きます。）の動力燃料として使用されるもの

育林業、素材生産業、その他の林業

③ 漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除きます。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限ります。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機（漁船捲上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料として使用されるもの

海面漁業（釣船等のサービス業を含みません。内水面漁業について同じ。）、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業

(「その他の運搬専用の車両」の範囲)

(問 21) 耕種農業、畜産農業、育林業、素材生産業等において使用される機械及び器具から除かれる「その他の運搬専用の車両」とはどのようなものをいうのですか。

(答)

耕種農業、畜産農業、育林業、素材生産業等において使用される機械及び器具から除かれる「その他の運搬専用の車両」とは、専ら農作物や木材等の出荷のために公道を走行するトラックなどをいいます。

(「集材に直接使用される運搬車」の範囲)

(問 22) 林業用のものについては、集材に直接使用される運搬車の動力燃料として使用されるものも「農林漁業の用」に含まれることとなっていますが、「集材に直接使用される運搬車」とはどのようなものをいうのですか。

(答)

「集材に直接使用される運搬車」とは、伐採した木材を運搬する林内作業車や、苗木などの林業用資材を運搬する林内作業車などをいいます。

(林業受託者)

(問 23) 森林所有者等から委託を受けて林業を行う者により使用される軽油は、「農林漁業の用」に供するものに該当しますか。

(答)

育林業、素材生産業、その他の林業において使用される機械及び器具の動力燃料として使用されるものであれば、森林所有者等から委託を受けて林業を行う者が使用するものであっても「農林漁業の用」に供するものに該当します。

(農業学校の実習等)

(問 24) 農業・林業学校での実習や農業・林業試験場での試験において使用する機械及び器具の動力燃料として使用される軽油については、「農林漁業の用」に供するものに該当しますか。

(答)

農業・林業学校又は農業・林業試験場における農作業等が、一般の農業者・林業者と同様の実態であるものについては、「農林漁業の用」に供するものに含まれるものと取り扱って差し支えありません。

(水産学校の漁業実習船等)

(問 25) 水産学校の漁業実習船や水産試験場の調査船で、漁船法第2条第4号の規定に該当する船舶の動力燃料に使用される軽油については、「農林漁業の用」に供するものに該当しますか。

(答)

「農林漁業の用」に供するものに該当するのは、漁業に関しては、漁船法第2条第1項第1号から第3号までに該当する漁船の動力及び補機燃料等として使用されるものに限られますので、同条第4号の規定に該当する船舶の動力燃料に使用される軽油については、原則として「農林漁業の用」に供するものに該当しません。

しかしながら、水産学校又は水産試験場における漁撈が、一般の漁業者と同様の実態であるものについては、「農林漁業の用」に供するものに含まれるものと取り扱って差し支えありません。

(特定の用途に供した数量の測定方法)

(問 26) 鉄道事業者ですが、鉄道車両の燃料タンクにメーターがついていないなどの理由により、特定の用途に供した数量が把握できない場合には、どのように把握すればよいですか。

(答)

ご質問のような場合、燃料タンクに毎回一定量まで(満タン等)給油を行うことを前提に、当該給油量を前回給油した時点から当該給油時点までの消費量として取り扱って差し支えありません。

## 4 記帳義務

### (特定用途石炭の販売業者等の記帳義務)

(問 27) 特定用途石炭を特定用途に供する者及び特定用途石炭の販売業者は、特定用途石炭について、記帳義務を負うとのことですが、どのような事項を帳簿に記載しなければならないのですか。

(答)

特定用途石炭を特定用途に供する者及び特定用途石炭の販売業者は、当該特定用途石炭の購入、貯蔵、消費又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならないこととされています（租特法 90 の 3 の 3 ②、石油石炭税法 21）。

具体的には、次の事項を帳簿に記載する必要があります（租特令 48 の 6 ③④）。

特定用途石炭を特定用途に供する者
① 移入した当該特定用途石炭の数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
② 消費した当該特定用途石炭の数量及び消費の年月日
③ 貯蔵している当該特定用途石炭の数量
④ 当該特定用途石炭を消費して製造した苛性ソーダ又は塩の数量
⑤ 当該特定用途石炭を特定用途以外の用途に供し、又は譲り渡したときは、その事実
特定用途石炭の販売業者
① 購入した当該特定用途石炭の数量及び用途、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
② 販売した当該特定用途石炭の数量及び用途、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
③ 返品した当該特定用途石炭の数量及び用途、返品年月日並びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又は名称

(特定用途石油製品の販売業者等の記帳義務)

(問 28) 特定用途石油製品を特定用途に供する者や特定用途石油製品の販売業者は、特定用途石油製品について、記帳義務を負うとのことですが、どのような事項を帳簿に記載しなければならないのですか。

(答)

特定用途石油製品を特定用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者、特定用途石油製品の承認輸入者は、当該特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならないこととされています(租特法 90 の 3 の 4 ③、石油石炭税法 21)。

具体的には、次の事項を帳簿に記載する必要があります(租特令 48 の 7 ②③④⑤)。

特定用途石油製品を特定用途に供する者
① 移入した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
② 消費した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、消費の年月日及びその用途
③ 貯蔵している当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量
特定用途石油製品の製造者
① 製造した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日
② 貯蔵している当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量
③ 移出した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称
特定用途石油製品の販売業者
① 購入した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
② 販売した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
③ 返品した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、返品の年月日並びに返品先の住所又は居所及び氏名又は名称
特定用途石油製品の承認輸入者
引取りに係る当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、引取りの年月日



(記帳の頻度)

(問29) 特定用途石油製品を特定用途に供する者において、「消費した数量」の記帳はどれくらいの頻度で行う必要がありますか。

(答)

「消費した数量」については、原則として、特定用途石油製品を消費した日に応じて記帳する必要がありますが、例えば、毎月末にまとめて記帳することとしても差し支えありません。

(貯蔵数量の実測及び記帳)

(問 30) 貯蔵数量の記帳に際しては、毎回実測を行う必要がありますか。また、その記帳はどれくらいの頻度で行う必要がありますか。

(答)

貯蔵数量の記帳は、原則として、貯蔵数量の変動に応じて記帳する必要がありますが、例えば、毎月末、貯蔵量を実測して記帳することとしても差し支えありません。また、決算期末等の年1回実測値を記帳し、その他の月は受払数量等により算出した貯蔵数量を記帳することとしても差し支えありません。

(帳簿の体裁)

(問 31) 記帳義務を満たすために、新たな帳簿を作成する必要がありますか。

(答)

法令上記帳が求められる事項が満たされていれば、帳簿の体裁は問いません。したがって、現在使用している書類を活用していただいて差し支えありません。